

## 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学継続が困難になっている学生が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業が閣議決定されました。つきましては、本学も、この支援に対する申込み受付を開始いたします。申込みの流れを確認して、募集時期を逃さないようにしてください。

### ◆申込みの流れ

- (1) 申込み関係書類配付 (5月25日～5月29日)  
▼
- (2) 必要書類を大学に提出 (6月1日～6月8日)  
▼
- (3) 大学で審査 (6月9日～6月12日)  
▼
- (4) 審査結果を大学から日本学生支援機構へ提供 (6月19日)  
▼
- (5) 日本学生支援機構から学生へ振り込み (6月19日以降)

※申請に必要な書類を添付いたします。窓口に取りに来られない学生は、印刷をして記入してください。

◆支給金額：住民税非課税世帯の学生	20万円
上記以外の学生	10万円

◆採用人数：各大学へ推薦枠の配分が行われます。推薦枠以上の申込みがあった場合は、総合的に判断して、より困難な状態にある学生を選考します。

### ◆支給対象者の要件 (基準)

1. 以下の①～⑥を満たす者 (留学生については、①～⑤及び⑦を満たす者)
- ① 家庭から多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭 (両親のいずれか) の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす
  - 1) 高等教育の修学支援新制度の第Ⅰ区分の受給者
  - 2) 高等教育の修学支援新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 3) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用をしている者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 4) 高等教育の修学支援新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 5) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦ 留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要
  - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること
  - 2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること
  - 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は含まない）
  - 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること。

2. 上記 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める者

詳細は、学生生活（穂垣／塩田）までお問い合わせください。平日（月～金）9:00～16:00  
TEL：082-225-8006 mail：gakusei01@eum.ac.jp